

## 令和7年度 第2回 越谷市環境審議会

- 1 開催日時 令和7年（2025年）10月31日（金）13時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 越谷市中央市民会館5階第2・3会議室
- 3 出席者 吉田 将光、渋谷 喜代治、藤野 毅（副会長）※、船山 智代、浜本 光紹（会長、議長）、大澤 千恵子、宮山 清司、石井 秀夫、星野 智子※、久保 信一、小松 幸彦、前田 恵子（敬称略）  
※オンライン参加
- 4 欠席者 大熊 正行、関根 隆裕、永島 達也（敬称略）
- 5 傍聴者 無
- 6 事務局 環境政策課長、環境政策課副課長2名、環境政策課職員3名
- 7 内容  
・議事  
（1）越谷市環境管理計画の令和6年度の取組報告について  
（2）越谷市環境管理計画の中間見直し素案について
- 8 資料  
・資料1 越谷市環境管理計画の令和6年度の取組報告について  
・資料1 参考資料1 令和6年度環境管理計画実施状況報告書  
・資料2 越谷市環境管理計画中間見直し素案  
・資料2 参考資料1 環境管理計画中間見直し素案・主な見直しのポイント  
・資料2 参考資料2 令和7年度第1回越谷市環境審議会からの主な意見等について  
・資料2 参考資料3 素案に対するこしがやSDGsパートナーからの主な意見等について

# 令和7年度第2回越谷市環境審議会 会議録

## 1 議 事

### (1) 越谷市環境管理計画の令和6年度の取組報告について

議 長：議事(1)「越谷市環境管理計画の令和6年度の取組報告について」説明をお願いする。

事務局：資料により説明。

議 長：ただ今の説明について何か意見質問等はあるか。

委 員：資料1の5ページ、取組指標「1－5 永続性の高い緑地面積」について、面積が徐々に減ってきている。その理由が「借地公園や市民農園、農振農用地面積などが減ったため」とあるが、市が所有して確保されている面積はどのくらいあるのか。

事務局：「永続性の高い緑地面積」には、都市公園や公共施設の緑地面積も含まれている。具体的な面積や割合については所管課に確認する。

委 員：資料1の7ページ、取組指標「2－1 気候変動適応に関する市民への情報発信回数」の目標値は3だが、実績値は10になっている。今回の中間見直しで目標値を増やす考えはあるか。

事務局：現在は講演会の開催回数や、チラシの配布など啓発活動の回数をカウントしている。詳細については次の議題の審議内容となるが、目標値に対して順調に進捗している指標については見直しを行っている。この指標については、対面で直接的に市民等に啓発を行う、講演会や勉強会などの実施回数を対象にしていきたいと考えている。

委 員：資料1の9ページ、取組指標「3－1 リサイクル率」については、目標値が25%で実績値が17.5%となっている。ここ5年の実績値は15から17.7%を行き来しているように見えるが、目標達成までの見通しはどうのように考えているか。

事務局：リサイクル率はごみの発生量から算出されるため、ゴミの総量が影響してくるものと認識している。現状、高い目標値となっているが、民間事業者などでも回収・リサイクルが進んでいると伺っている。この指標の数値には反映されないが、民間事業者などの取組が進むことで、市全体のリサイクル率は上がっていくと考えている。目標値については、このような背景はあるが、引き続き高い目標を設定して取り組んでいきたいと考えている。

委 員：他の自治体のように細分化して回収するとリサイクル率は上がると考えるが、コストや手間が発生すると思うので、検討して取り組んでいただきたい。

委 員：資料1の11ページ、取組指標「4－2 保存・樹林・樹木地区の指定箇所数」は、目標値が10に対して実績値は0となっている。この結果を踏まえて中間見直しではどのように考えているのか。

事務局：樹林樹木の保全にあたっては、補助金を設けて取り組んでいる自治体があることは把握している。一方で、制度化にあたっては、市の所有地ではないため、所有者の意向など課題があると伺っている。今回の中間見直しでは、民有地の現状や所有者の意向などを調査し把握する内容に整理したいと考えている。

委 員：これまでの5年間でも進んでいない現状があり、手をこまねいている間に屋敷林などもどんどん減少している状態である。草加市のように、状況に応じて屋敷林の一部を借り上げるなどの取組を検討していただきたい。

委 員：資料1の13ページ、取組指標「5－6 「こしがや景観資源」の登録件数」の「こしがや景観資源」について、外来種であるコブハクチョウがいる景色が登録されているのを確認した。生態系保護の観点では危惧されるような景色とも捉えられるが、どのような取扱いとなっているのか。

事務局：「こしがや景観資源」については、市民のみなさまが思う越谷らしい景観などを申請いただき、登録するものである。市が決めたものを情報発信するのではなく、市民から応募してもらう参加型になっており、市に対する興味関心や郷土愛の醸成などにつながるものと考えている。

委 員：資料1の11ページ、取組指標「4－2 保存・樹林・樹木地区の指定箇所数」について、実績値は0ではあるが評価は「C」となっている。どのような内容を検討したのか。

事務局：先ほどの回答と重複するが、民有地を指定するにあたっては、所有者の意向への配慮などが課題となる。今回、中間見直し等を行うにあたって、少しでも前に進めるよう良好な樹林地の調査を検討するなど内容の精査を行った。

委員：資料1の9ページ、取組指標「3－8 地場農産物の学校給食使用品目数」について、他はリサイクルや食品ロスの内容だが、この項目がなぜ循環という位置づけになるのか改めて教えて欲しい。

事務局：地場農産物を市内の学校給食で使用することは、取組の方向性3－5「農産物や食品等の地域内循環の推進」の取組であると考えているため位置付けているものである。

委員：市内の学校数は限られているので、学校給食に限らず広く捉えてもいいのではないか。

事務局：市内には現在44の小中学校があり、一定の使用量があると考えている。また、学校給食に地場農産物を使うことは、子どもたちに市内で取れる農産物について知つてもらうことにつながるとともに、実際に食べてもらいたい味を知つてもらうという意味でも効果的だと考えている。

委員：資料1の11ページ、取組指標「4－7 生物多様性子ども調査実施学校数」について、何年生が主体で行っているのか。

事務局：生物多様性子ども調査については、主には3年生を対象にしているが、学校によっては違う場合もある。

委員：関連すると思われる展示を環境科学国際センターでも展示を実施しているのでぜひ利用して欲しい。

議長：本議題についてはここまでとする。その他に意見がある場合は会議終了後、事務局宛へ意見用紙を提出いただきたい。

## (2) 越谷市環境管理計画の中間見直し素案について

### ➢ 第1章・第2章の記載について

議長：議事(2)「越谷市環境管理計画の中間見直しについて」、まずは第1章・第2章の説明をお願いする。

事務局：資料により説明。

議長：ただ今の説明について何か意見質問等はあるか。

委員：資料2素案の9ページに初めて「IPCC」という単語が出てくるので、説明書きを加えたほうがいいのではないか。

事務局：内容を確認して検討する。

委員：資料2素案の2ページにある国の「第六次環境基本計画」では、今後の目指すべき持続可能な社会の姿として、環境保全を通じた現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標に掲げ、環境収容力を守り、環境の質を上げることで経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を構築し、「新たな成長」を実現していくとしている。環境政策の基本的な考え方として、この趣旨を反映してはどうか。

事務局：内容を精査して検討する。

委員：資料2素案の19ページにある「ノウルシ」と「フジバカマ」について、埼玉県レッドデータブックでの分類が違うのではないか。また、同じページの表「本市で少なくなった（見られなくなった）主な生きもの」のうち「ハイケボタル」を「キタミソウ」に変更した理由を教えて欲しい。

事務局：分類の表記については確認し訂正する。また、変更の理由については、現在の環境サポーターなどの活動状況を踏まえ、市民に周知したい希少植物ということで変更した。

委員：資料2素案の9ページの従来の3Rとは、G8サミット（2004年）で日本が提唱した資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図る3R（廃棄物の発生抑制（リデュースReduce）、再使用（リユースReuse）、再生利用（リサイクルRecycle））の循環型システム（3イニシアティブ）を言い、これを基準に国際社会共通の課題として、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行強化を目指している。最近では、不要なものは受け取らない（Refuse）、直す（Repair）、借りる（Rental）など、さまざまなRへの取組が

推奨されていることも加えてはどうか。

事務局：国の計画での位置づけなどを確認して検討する。

委 員：資料2素案の9ページに「ネイチャーポジティブ」という言葉が出てくるが、日本語表記で「自然再興」を追記してはどうか。また、「自然を活用した解決策」には「NbS」または「ネイチャーベイスドソリューション」を併記したらどうか。

事務局：他の標記と整合性を図りながら検討する。

委 員：現在の計画には、基本目標1の取組指標に「1－8革新的な取組の反映件数」があり、目標は5件で令和6年度の取組みは1件となっている。静岡市では、マイクログリッド（平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立してエリア内でエネルギーの自給自足を行う送配電の仕組み）を導入している。検討している内容があるのであれば教えていただきたい。

事務局：第3章の基本目標1のところで説明するが、この指標については今回の中間見直しで整理している。革新的な取組は、それぞれの分野ごとに創出されるとともに、今の時点で想定することは難しいものと考えている。そのため、先進的な取組や技術が出てきた際にその都度検討していくことがよいと考えている。また、個別具体的な内容の位置付けについては、計画の性質や、他の表記とのバランスも含めて整理しているのでご理解を賜りたい。

委 員：広く情報収集をして取り組んでいただきたい。

議 長：本議題についてはここまでとする。その他に意見がある場合は会議終了後、事務局宛へ意見用紙を提出いただきたい。

### ►第3章 基本目標1～基本目標3の記載について

議 長：続いて第3章「基本目標1～基本目標3」の記載についての説明をお願いする。

事務局：資料により説明。

議 長：ただ今の説明について何か意見質問等はあるか。

委 員：資料2素案の58ページに「徒歩や自転車利用の促進」とあるが、歩道や遊歩道などの環境整備も同時に考えなければならないと考えるがいかがか。

事務局：位置付けられる実施施策を確認して検討する。

委 員：資料2素案の67ページに「総合治水対策（ソフト対策）の推進」とあるが、具体的にはどのようなことを指すのか。

事務局：防災意識の向上を図るための普及啓発や情報発信を位置付けている。具体的には、まるごとまちごとハザードマップの設置や総合防災ガイドブックの周知などになる。

委 員：資料2素案の59ページの実施施策「食品ロスの削減に関する普及啓発の強化」について、SDGs目標の2030年までに世界全体の一人当たりの食品ロスを半減させる活動として、フードバンク、フードドライブ、フードシェアリングの普及があるが、この他のアクションとして、「3010運動（さんまるいちまる運動）」（会食等での最初の30分と最後の10分間は食事を楽しみ、食べ残しを減らす）が日本全国で展開されている。庶民に取り入れ易い活動として更なる促進を図るのはいかが。

事務局：本市でも「食べきりタイム」を周知するなど取り組んでいるところである。一方で、個別具体的な内容については、他の表記とのバランスも考慮する必要があるのでご理解を賜りたい。

委 員：資料2素案の57ページのコラム内の森林環境譲与税について教えていただきたい。また、施策にはどのように反映されているのか。

事務局：森林環境譲与税は各自治体に国より譲与され、使途が決められている。森林のない越谷市では、木材利用や普及啓発が主な使途となる。コラムは、令和7年9月に方針の見直しを行ったため内容を更新した。施策については、同ページの実施施策である「木材利用の推進」や「カーボンオフセット」が該当する。

委 員：資料2素案の52ページの「越谷げんきde Maas」はどのように展開していく予定なのか。

事務局：これから実施していく施策だが、公共交通やそれ以外の移動サービスを一括して検索・予約し決済ができるようなシステムとなる。今後、実際に登録・運用を行い、どのように利便性を保

ちながら運用できるか検証していくこととなる。

委 員：資料2素案の61ページ、取組指標「気候変動適応に関する出前講座等の回数」の出前講座の内容を教えて欲しい。また、同じく取組指標の「気候変動適応センター」とはどのようなものなのか。

事務局：出前講座については小中学校からの依頼を受けて実施しており、熱中症のリスクなど子どもたちにも関連するような気候変動による影響や対策などの内容を実施している。また、気候変動適応センターの設置については、埼玉県でも推奨しており、適応策の情報発信などの役割が期待されている。本市の適応策に関する所管課は保健部局、消防局、建設部局など、他部所にまたがる内容となる。今後、それらの情報をわかりやすく発信していくことが必要になると想定されるため、その体制について検討していきたいと考えている。

委 員：資料2素案の54ページに記載の「「デコ活」の推進」の「デコ活」は個人を対象にしているのか。

事務局：デコ活は環境省が提唱している国民運動となるが、事業者も含まれていると考えている。

委 員：同じ取組項目内の「事業者向け環境認証制度の普及啓発」について、埼玉県の環境認証制度は「埼玉県サステナブル企業認証制度」、「埼玉県エコアップ認証制度」があると思うが、これらに登録し取組むことでリサイクルや省エネなどの取組を支援していくことによいか。

事務局：様々な認証制度があるが、意識しながら行動していただくことが必要だと考えている。知つてもらい、必要性などを考えていただきながら行動変容を起こせるよう一緒に検討していきたいと考えている。

委 員：他県や事例などを参考に取組を進めていただきたい。

委 員：資料2素案の69ページの取組指標「市内日中のパトロール実施回数」が新たに追加されているが、具体的にはどのような内容か。

事務局：不法投棄の未然防止に対するパトロールとなっている。今の記載では内容がわかりにくいので注釈を追加するなど検討する。

委 員：資料2素案の54ページ、コラム「デコ活（くらしの中のエコろがけ）」の13アクションを紹介する。「デ：電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）」、「コ：こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）」、「カ：感謝の心 食べ残しぜロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）」、「ツ：つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）」、「高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ」、「環境にやさしい次世代自動車を選ぶ」、「太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる」、「クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショնに取り組む」、「ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する」、「地元産の旬の食材を積極的に選ぶ」、「できるだけ公共交通・自転車・歩行で移動する」、「はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う」、「宅配便は一度で受け取る」。以上の内容などについて、広報などで周知されれば良いと考える。

議 長：本議題についてはここまでとする。その他に意見がある場合は会議終了後、事務局宛へ意見用紙を提出いただきたい。

### ➢第3章 基本目標4～基本目標6の記載について

議 長：続いて第3章「基本目標4～基本目標6」の記載についての説明をお願いする。

事務局：資料により説明。

議 長：ただ今の説明について何か意見質問等はあるか。

委 員：今回見直しの対象にはなっていないが、資料2素案の87ページの取組項目に「環境基準項目の測定・情報提供」とあり、実施施策は「河川等の公共用水域の環境測定の実施」となっている。環境白書の87ページにはBODの毎月調査結果が掲載されている。令和6年度の新方川のせんげん橋における2月のBODの値は19となっており、明らかに高くなっているが、これは八潮市で起きた事故による緊急放流が起因していると考えられる。しかしながらそのことについて環境白書に何も記載がないのはいかがなものか。今回の事故により環境政策課では県や国によるモニタリングとは別に見回りを実施していたはずであり、環境白書へ記録として残すべきだと思う。取組項目にも「情報提供」とあるのだから、環境白書への記載や情報提供を

行うべきである。また、実施施策について、測定を実施すればA評価となるのも疑問である。

事務局：市としても、令和7年2月の新方川・せんげん橋のBOD値が高いのは、八潮市での事故により1月29日からの汚水放流が原因であると考えている。この放流は3月3日まで行われた。委員ご指摘のとおり、こういった特異な数値が出た場合における環境白書などの資料への表記の仕方は、今後の検討としていく。なお、4月以降は環境基準以内の数値に戻ってきている。市でも令和7年2月中は連日現地でのモニタリングやパックテストによる水質調査を実施し、3月以降も回数を減らしながらではあるが、現地でのモニタリングを続けてきた。また、実施施策について、測定をするだけでA評価なのかという点については、まずは公害防止のために各種測定を実施する。その上でその基準を満たさない場合には、指導などその次の対応に当たる、として整理しているので、ご理解いただきたい。

委 員：水質をモニタリングしているというなら生物多様性のモニタリング指標についても検討いただきたい。

委 員：資料2素案の76ページ、取組指標「合併処理浄化槽普及率」について、下水道運営審議会で所管している計画の見直しによって分母が変わる予定。関係課とも情報共有してほしい。

事務局：こちらの取組は資源循環推進課が進捗管理を行っているので、情報共有する。

委 員：資料2素案の76ページ、取組指標「希少植物種の保護実施箇所数」について、面積規模など箇所数の考え方はどうにしているのか。

事務局：希少植物種の保護箇所数の考え方について、現状値としては、農業技術センターで保護している「コシガヤホシクサ」で1か所。現在は梅林公園と出津第一公園へ移植しているが、令和6年度時点では「フジバカマ」については、フジバカマ公園で1か所。あと、葛西用水路の「キタミソウ」で1か所の合計3か所としている。箇所数に含める面積の基準等は設けていないが、まずは希少植物種の保護活動を行っていくことが重要だと考えている。今後、環境サポーターの方々を含めて情報をいただきながら、どのような保護活動ができるのか検討していきたい。

委 員：保護活動を行うとともに、元々生えていた河川など自然に戻す活動についても検討いただきたい。

委 員：国際的な研究組織（SDSN）による2025年版日本のSDGs達成度は、達成済が1、課題が残るもののが5、重要な課題があるものが5、深刻な課題があるものが6と評価された。資料2素案の39ページに「本計画と関連性が高いSDGsのゴール」表があるが、これは2022年実施状況報告書の表図と同一であり、進展が覗えない。SDGsへの取組や捉え方は年々変容し更新されると思うので、意識調査等による最新成果の反映を望む。

事務局：現在の考え方を再確認し修正すべき点がないか精査する。

委 員：資料2素案の87ページ、取組の方向性5-1「環境の保全 化学物質等」について、近年、PFAS（有機フッ素化合物）に関する報道が取り上げられている。このうちPFOSとPFOAは国内法で製造・輸出入等は原則禁止となっているが、過去さまざまな形で環境中に排出されたものが公共用水域（河川、湖沼、海域）や地下水などから検出されたとした事例が出ていて。本県における浄水場の原水及び浄水の水質検査では、県営浄水場から水道事業体へ供給している水のPFOS及びPFOAの数値は、国の定める暫定目標値を大幅に下回っていると公示している。越谷・松伏水道企業団では、2026年4月から当該物質の水質検査が義務づけられ、定期的な検査を実施すると告示している。SDGsのゴール3のターゲット9に「2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる」とあり、ゴール6のターゲット3にも「2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的な規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する」とあることから、本計画にPFOS・PFOAについて盛り込むべきではと考えるがいかがか。

事務局：河川の調査の際にPFOS・PFOAについても年1回調査している。国は、河川については環境基準ではなく指針値としているが、市内の河川ではいずれも指針値を超えない範囲で推移している。地下水についても、県の計画に基づいて令和6年度から調査を始め、市内でも1箇所で測定したが、そちらも基準値内となっている。ご紹介いただいた越谷・松伏水道企業団の内容は水道水のことであり、詳しいことは分からないが、令和8年4月から水道水においてP

F O S ・ P F O A に関する水質検査が義務付けられたことをご説明いただいたものと思われる  
ので、補足させていただく。

委 員：市民の関心も高いと思われる中で、飲料水の数値が基準値以下であることが示されれば安心につながると思う。公表についてご検討いただきたい。

委 員：資料2素案の95ページの修正NO.24の中で、「こしがやSDGsパートナー制度」を実施するとともに、市民や事業者の交流機会の創出に取り組みます」とあるが、交流の場を常設するのか。

事務局：こしがやSDGsパートナー制度を運用していくにあたって、これまで年に1回、基調講演と各登録者間で情報交換ができるような交流会を開催してきた。今年度からは2回実施することで交流する機会を増やす予定としている。また、ホームページやイベント内で各登録者の活動内容などを情報発信することによって、情報交換や交流が進めばいいと考えている。

委 員：越谷市にはミラクルやコスモスなどがあるので、そういう子どもの目に触れるような場所で情報発信ができるような場所を常設できたらいいのではないか。

事務局：ミラクルなどではそれぞれ趣向を凝らした展示や体験メニューを教育委員会が学校等と連携して実施している。環境政策課として情報提供できるものがあれば連携して取組を進めていければと考えている。

委 員：資料2素案の95ページ、取組の方向性「6-3環境・SDGsに配慮した消費行動の喚起」の文中に、「消費行動への転換が必要」とあるが、このような表記だと市民にできることが消費行動だけだと捉えられてしまうのではないかと感じた。「消費行動」の部分を「行動変容」や「ライフスタイルの変化」などの言葉に変えたほうがいいのではないかと考えるがいかがか。

事務局：ここでの意図としてはエシカル消費の考え方に基づいて、まずは消費行動の転換が必要であるということを特出しており、消費行動の転換だけが全てとは意図していない。そのため、本文で「エシカル消費の普及啓発とともに、脱炭素につながる行動変容を促す取組が必要です。」というような形で記述していた。しかしながら、そのような印象を持たれかねないという意見をいただいたため、誤解のないような表記について精査したい。

委 員：最近の「こしがやSDGsパートナー交流会」では、事業者向けのテーマが続いている印象があるため、市民向けのテーマも扱って欲しい。

事務局：「こしがやSDGsパートナー」の登録者数は令和7年10月30日時点で企業・団体が198、個人は26の計244である。1回目は、登録者数の多い事業者の行動変容を促すことが必要であると考え、事業者にフォーカスしたテーマにて実施した。2回目のテーマについては現在検討中だが、幅広い方に興味関心を持っていただけるような内容で実施できたらと考えている。いただいたご意見も参考にしながらテーマを考えていきたい。

委 員：資料2素案の82ページの取組項目に「生態系ネットワークの形成」という言葉が出てきたことは非常に良いことだと思っている。越谷市で管理している公園では、植栽した植物以外を画一的に草刈りしているのが現状である。例えば、梅林公園でカラムシを食草とするアカタテハやフクラスズメの幼虫を確認していたが、蛹になる前に草刈りが行われてしまい全滅してしまったことがあった。また、里山で普通に見られるチョウをモニタリングして、その減少率が絶滅危惧種の判定基準に相当するような現象を示しているということが発表されている。これについてはモニタリングをしないとわからないことだが、生態系ネットワークの形成においては、公園の管理者や河川管理者とも連携していただきたい。我々は総合治水事務所へお願ひし、堤防の安全に支障のない範囲で「ノウルシ」、「ノカラマツ」の結実前の草刈は遠慮いただいている。環境政策課も市民団体と連携して柵で囲い「ウマノスズクサ」を保護していると思うが、公園などでも実施して欲しい。

事務局：公園の維持管理については、利用者からの様々なご意見を踏まえながら取り組んでいるのが現状であるのでご理解をいただきたい。一方で、希少な植物等が含まれている場合には、所管課と情報共有をして、可能な範囲でできることを検討していきたい。

委 員：先ほどのPFA Sの関係で、環境省は水道水について来年の4月1日から水質基準にするということが決まっていると発表している。河川については水質環境目標設定項目だという話だったと思うが、決定事項なので示したほうがいいのではないか。また、BODについても検査を

実施していいのかという話があったと思う。確かに他の自治体でも回数によって判断しているが、実情として水質事故は起こっており半分ぐらいは原因が不明という中で、そういう課題があるということを越谷市が明文化させると他の行政よりも更に真剣に考えている報告書になるのではと感じた。

事務局：ご意見として承る。

議長：本議題についてはここまでとする。その他に意見がある場合は会議終了後、事務局宛へ意見用紙を提出いただきたい。

#### ►第4章～第6章の記載について

議長：続いて、第4章～第6章の記載についての説明をお願いする。

事務局：資料により説明。

議長：ただ今の説明について何か意見質問等はあるか。

委員：資料2素案の131ページで推進組織が明文化された。以前は環境推進市民会議という会議体が主体であったが、市民団体や環境サポーターなど会議体ではない団体をどのようにコントロールして推進していく予定なのか。

事務局：環境推進市民会議が解散した経緯などを考慮すると、会議体を設けて推進していくのは課題があると考えている。それぞれの取組の内容に応じて、環境サポーターやこしがやSDGsパートナー、市民団体などと協力・連携していくのが現状に即した推進のあり方だと考えている。

委員：資料2素案の128ページ、取組指標「農地利用集積事業の実施面積」の内容を教えて欲しい。

事務局：実際に農業を進めていくにあたっては、点在している農地を耕作するよりも、集約された農地を耕作したほうが効率的になる。そのため、地権者の合意は前提条件となるが、効率的な農業経営を推進するため、農地の利用集積事業に取り組んでいる。

委員：資料2素案の126ページに「家庭や事業所への簡易ビオトープの設置を促進します」とあるが、具体的な内容は決まっているか。

事務局：現時点において具体的な計画はないが、イベントや体験教室等で簡易的なビオトープを作製する内容など、周知啓発につながるような取組を検討していきたいと考えている。

委員：「近距離は自転車や徒歩で歩きましょう」、「中長距離は公共交通機関を使いましょう」と記載があるが、歩道や自転車道の増加についても言及が必要だと考える。インフラ整備の具体的な計画を記載すれば日本でのモデルケースになるのではないか。

事務局：前回いただいたご意見を踏まえ、実施施策に「自転車利用の促進」を追加した。今回いただいたご意見については、環境管理計画の分野別計画での整理が適切なのか検討が必要だと考える。道路整備の所管課にも情報共有させていただく。

議長：本議題についてはここまでとする。その他に意見がある場合は会議終了後、事務局宛へ意見用紙を提出いただきたい。

今回委員から出た意見を精査して、調整・反映させる形で進めていただきたい。以上で本日の議事を終了する。

## 2 その他

司会：「その他」として事務局から事務連絡する。

事務局：本日、発言できなかった意見がある場合については意見用紙に記入の上、11月10日（金）までにご提出願いたい。また、次回の審議会は1月下旬から2月上旬の開催を予定しており、内容は越谷市環境管理計画中間見直しの最終案について協議いただくことを想定している。

司会：以上をもって、本日の越谷市環境審議会を終了とする。